

子どもの健やかな成長を支える

児童手当制度

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給し、生活を支援することで、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目的としています。

児童手当の仕組み

● 支給の対象

3歳未満の児童を養育している人。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、所得制限によって手当は支給されません。(1月から5月までの手当は、前々年の所得が基準になります。)

● 手当の額(月額)

扶養親族等の数	所得制限限度額
	児童手当
なし	170万円
1人	208万円
2人	246万円
3人	284万円
4人	322万円
5人	360万円

特例給付
361万円
399万円
437万円
475万円
513万円
551万円

● 特例給付
所得制限によって手当が受けられないサラリーマン等について

手当を受けるには、まず手続きを

は、所得が一定額以内であれば同額の特例給付を受けることができます。

手当を受けることのできる人は、次の条件に当てはまる18歳未満の児童を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している人で、児童が満18歳に達した年度末まで支給されます。

なお、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童

● 認定請求は・

出生、転入などにより、横芝町で新たに児童手当の受給資格ができたときは、役場保健福祉課で「児童手当認定請求書」を提出してください。手当は、認定

請求をした月の翌月分から受けられます。

手続きの際にお持ちいただくもの

- ・児童手当用所得証明書(1月1日現在で横芝町に住所がなかつた人は、前住所地の市町村長が発行する前々年分の所得証明書・6月分以降の手当については前年分)
- ・印鑑



特別児童扶養手当

原則として、2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

現況届を忘れる手当がストップ

児童手当を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出する必要があります。届出忘れると手当がストップになります。必ず提出しましょう。

日常生活において介護を必要とする20歳未満の障害をもつ児童を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している人です。

ただし、次のような場合は手当を受けられません。

児童扶養手当

参考・平成11年度の児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
	児童手当
なし	170万円
1人	208万円
2人	246万円
3人	284万円
4人	322万円
5人	360万円

特例給付
361万円
399万円
437万円
475万円
513万円
551万円

老人扶養親族がある場合は、一人につき6万円を加算

- ②父が死亡した児童
- ③父が重度の障害(国民年金の障害等級一級程度)にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父に引き続き一年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法律により引き続き一年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の母の児童
- ⑧すでに子などで、生まれたときの事情が不明である児童
- ただし、次の場合は手当を受けられないときがあります。
 - 対象児童や受けようとする母又は養育者が国民年金、厚生年金などの公的年金を受けることができるとき。
 - 対象児童が母の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき。
 - 対象要件に該当した日から5年以上経過したとき。一定額以上の所得があるとき。
 - わしいことは、役場保健福祉課(☎⑧2-18816)へお問い合わせください。
- 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることがでいるとき。
- 対象児童が、児童施設などに入所しているとき。
- 対象児童が、児童施設などに代わって児童を養育している人です。
- 一定額以上の所得があるときは、手当の支給が停止されます。
- わしいことは、役場保健福祉課(☎⑧2-18816)へお問い合わせください。